

## ドイツにおける偽・誤情報に対する制度的対応の状況

2024年4月17日

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

# インターネット上の偽・誤情報対策としての目的又は効果を有するドイツの法制度

偽・誤情報の発信又は媒介自体を禁止する法制度は存在しないが、以下の規制が存在する

## ネットワーク執行法(\*1)による違法コンテンツの規制

- 営利目的でソーシャルネットワークを運営するTelemedia serviceの提供者に対し、所定期間内に違法コンテンツに関する苦情対応をすること等を求めるもの
  - ソーシャルネットワーク: ユーザーが他のユーザーにコンテンツを共有したり、一般に公開したりできるように設計されたインターネットプラットフォーム(ネットワーク執行法1条1項)
  - Telemedia service: 電子情報・通信サービスのうち、テレコミュニケーション法(\*2)3条61号所定の「電気通信サービス」、同条63号所定の「電気通信に基づくサービス」及び放送とテレメディアに関する州間協定(\*3)2条所定の「放送」を除いたもの(Telemedia Act(\*4)1条)
  - 違法コンテンツ: ソーシャルネットワーク上でユーザーが他のユーザーに共有し、又は一般公開したコンテンツで、刑法(\*5)が定める一定の犯罪行為(次頁で挙げる犯罪を含む)のいずれかに該当し、かつ正当化されないもの(ネットワーク執行法1条3項)

## 刑事法による規制

- 偽・誤情報の発信又は媒介が刑法上の罪(主に次頁で挙げる犯罪が想定される)に該当する場合は、懲役又は罰金が科される

## 民事法による規制

### 発信者に対する責任追及

削除・差止請求(民法(\*6)1004条1項)

損害賠償請求(民法823条1項・2項)

### 媒介者に対する責任追及

削除・差止請求(民法1004条1項)

損害賠償請求(民法823条1項・2項)

情報提供請求(\*7)(電気通信・テレメディアデータ保護法(\*8)21条2項)

\*1: Netzwerk-durchsetzungsgesetz (NetzDG)

\*2: Telekommunikationsgesetz (TKG)

\*3: Rundfunkstaatsvertrag (RStV)

\*4: Telemediengesetz (TMG)

\*5: Strafgesetzbuch (StGB)

\*6: Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)

\*7: 日本の発信者情報開示請求に相当。違法コンテンツによる絶対的権利の侵害に起因する民事法上の請求の執行に必要な場合に情報提供が認められる

\*8: Telekommunikation-Telemedien-Datenschutz-Gesetz (TTDSG)

## 偽・誤情報の発信又は媒介と関連性のある犯罪の例

犯罪名	条文	備考
犯行を行う旨の脅迫により公共の平和を乱す罪	126	公共の平和を乱すのに適した方法で、殺人等の重大な犯罪や、重大な犯罪ではないものの公共の危険に関わる犯罪等を行う旨の脅迫を行う行為(1項)及び当該行為が差し迫っているように装うこと(2項)を規制
民衆扇動罪	130	公共の平和を乱すのに適した方法で、特定の集団に対して憎悪を扇動する行為、暴力的・恣意的措置を呼びかける行為及び特定の集団に属する者をそのことを理由に侮辱又は中傷する行為を規制
信条冒涇罪	166	公共の平和を乱すのに適した方法で、他者の宗教やイデオロギー等に対する嫌悪を示すコンテンツを広める行為等を規制
侮辱罪	185	侮辱行為を規制 事実に関する真実性の証明があったとしても、適用を受けることがある(192条)
悪評の流布罪	186	特定の人物の価値を貶め又は当該人物に関する世評に悪影響を及ぼすような事実で、真実と証明できないものを主張し、又は広める行為を規制
名誉毀損罪	187	真実を知りながら、特定の人物について虚偽の事実を主張し又は広めることによって、当該人物の価値を貶め、当該人物に関する世評に悪影響を及ぼし又は当該人物の信用を危険に晒す行為を規制 故意犯である点において上記悪評の流布罪とは区別される
写真撮影等によるプライバシー・人格権侵害罪	201a	プライベートな場所にいる特定の人物の写真や画像、特定の人物の無力さを示す写真や画像又は極めて侮辱的な態様で死者を描写した写真や画像を許可なく撮影・送信すること、上記の写真や画像を使用すること等を規制

## インターネット上の偽・誤情報対策としての目的又は効果を有するドイツの法制度の執行状況

- 本調査では、以下の調査手段を通して過去5年間における上記執行状況を調査したが、ドイツにおいては公開されている裁判例の数が限定的であるため、該当する事例は後述の5件(プラットフォーム事業者を被告とする民事裁判3件、刑事裁判2件)のみであった

### 調査手段

- Beck-online (<https://beck-online.beck.de/Home>)
  - Juris (<https://www.juris.de/jportal/nav/index.jsp#/>)
  - 裁判所の Web サイト
  - その他の法律文献(オンラインではアクセスできない法律解説書)
- 上記民事裁判例3件のうち、損害賠償請求が含まれていたものは1件(事例2)のみである。当該裁判例では原告の最低請求額である1万ユーロが損害賠償額として認められているが、その具体的な算定根拠は明らかにされていない
  - 上記民事裁判例3件のうち2件(事例2・3)は、差止請求に関して、特定されたURLを削除する義務に加えて、さらなる違反が生じないように予防策を講じる義務も一定の範囲で認めている
  - 上記刑事裁判2件(事例4・5)は、いずれも有罪判決となっているが、個別事案に応じた判断であり、特筆すべき点は認められなかった

## 事例1：著名な政治家についての侮辱的コメントに関する情報請求事件

---

- ドイツ連邦憲法裁判所2021年12月19日(BvR 1073/20)、ベルリン控訴裁判所2022年10月31日(差戻審、10 W 13/20)
- Facebookユーザーによる原告(著名な政治家)に対する侮辱的なコメントについて、原告が被告(現Meta社)に対し、当該ユーザーの情報提供を請求した事案(概略は以下の通り)
  - 原告は、議会において、児童に対する性的行為に関する処罰の撤廃を求める決議についての意見を求められた際に「暴力が絡んでいない限り」と述べた
  - 上記発言について、ある投稿者がブログにおいて、原告が「暴力を伴うものでない限り、児童との性交は許される」と述べた、と投稿した
  - 上記ブログ上での投稿について、当該政治家が投稿者に対し損害賠償等請求訴訟を提起したところ、投稿者がこれについての不満をFacebook上に投稿した
  - 上記Facebookの投稿を見た複数のFacebookユーザーが「彼女(注:原告)は精神を病んでいる」、「ふしだらな女」等のコメントを投稿した
  - 原告は、上記コメントの投稿を行ったFacebookユーザーの情報の開示を請求した

## 事例1：著名な政治家についての侮辱的コメントに関する情報請求事件(続き)

- ドイツ連邦憲法裁判所の判断(控訴審へ差戻し)
  - 表現の自由の保障は権力批判の保護という意義を有するため、公人である政治家については、一般的に、私人の場合よりも広く批判が認められるとされる。もっとも、公人に対してであっても、個人に対する侮辱は認められない。憲法上、侮辱やヘイトスピーチについての表現の自由は制限されており、公人についてもこの点に変わりはない
  - インターネット上のソーシャルネットワークを通じて情報が拡散される現代においては、国家や社会への積極的な参加は、これに関与する者の権利が十分に保障されている場合にのみ期待できる。かかる意味において、政治家や公務員の人格権を保障することは公共の利益に適う。人格権と表現の自由の比較衡量を行う際にはこのような点も考慮しなければならない
- ベルリン控訴裁判所の判断
  - 本件では、人格権と表現の自由の比較衡量の結果、前者が優先され、請求が認められる
  - 本件Facebookの投稿には、前述のブログへのリンクのほか、新聞記事へのリンクが掲載されており、これを見たFacebookユーザーは、リンク先の情報を参照することによって引用の正確性等を確認・検証することが可能であった。かかる確認・検証を経ずに投稿されたユーザーのコメントは、表現の自由の保護を受けるべきものではない
  - 一般的に、白熱した状況において場当たりにされた失言等については、その性質上、許容されやすいが、文章表現についてはかかる表現よりも高いレベルの配慮が期待される。文章表現にはインターネット上の文章表現も含まれるため、インターネット上の文章表現が表現の自由の保護を受けるためには、口頭での場当たりの表現よりも高いレベルの配慮が要求される

## 事例2: 人格権を侵害する投稿に関する差止・損害賠償請求事件

- フランクフルト地方裁判所2022年4月8日(2-03 O 188/21)
- 政治家及び議員である原告の写真とともに「(社会的)統合は、あなたがドイツ人としてトルコ語を学ぶことから始まる」という文言を含むFacebook上の特定の投稿及びこれと同一/本質的に類似する投稿について、原告が被告(現Meta社)に対し、当該投稿の差止めと損害賠償を請求した事件
- 裁判所は、当該投稿が原告が上記発言をしたかのような印象を与える虚偽の引用であり、原告の人格権(誤った、改ざんされた、歪曲された発言の再現から保護される権利)を侵害していると判断した。その上で、被告のようなプラットフォーム事業者を間接的な妨害者と捉え、過去の裁判例(BGH, judgment of August 17, 2011 – I ZR 57/ 09 – pencil perfume; BGH, judgment of July 24, 2018 – VI ZR 330/17 Rn. 36 – trial reporting)を引用し、以下の考え方を述べた
  - プラットフォーム事業者やサービスプロバイダーは、権利を侵害するコンテンツを事前に発見して対応する積極的義務を負うものではない
  - もっとも、権利を侵害する特定のコンテンツにつき通知を受けた場合にはこれを非表示にする等の対応行う義務を負う
  - さらに、かかる通知の内容が具体的であり、これによって問題となっている権利侵害を容易に理解することができる場合には、プラットフォーム事業者において、通知から理解した権利侵害の内容に基づき対象となるコンテンツを特定した上で(調査義務)、対応を行う義務を負う。通知は上記の程度に具体的であれば足り、通知に際して必ずしもURLを指定しなければならないものではない

## 事例2: 人格権を侵害する投稿に関する差止・損害賠償請求事件(続き)

- 裁判所は、プラットフォーム事業者の調査義務の範囲についても、過去の裁判例を引用して以下の通り判断した
  - ・ 上記調査義務の範囲は、個々のケースにおいて、違反の予防のために対策を講ずることが合理的に期待されるか、どの程度の対策を講ずることが合理的に期待されるかにより決せられる(BGH, judgment of July 24, 2018 – VI ZR 330/17 Rn. 36; BGH, judgment of April 30, 2008 – I ZR 73/05 Rn. 50 – Internet auction III; BGHZ 185, 330 – Summer of our lives; BGHZ 158, 343 – Schöner Wetten; BGH, judgment of February 9, 2006 – I ZR 124/03 Rn. 32 – Lawyer rankings)
  - ・ プラットフォーム事業者は、技術的・経済的観点から合理的に可能な手段を全て講じた場合に限り、調査義務を免れる(BGH, judgment of July 12, 2012 – I ZR 18/11 – Alone in the Dark)
- 本件では、ハッシュ値の比較により(問題となる画像と)同一の画像及び本質的に類似する画像を自動的に識別することが可能であった等の事情があった一方で、かかる手段を用いることが技術的・経済的に不合理であるとの事情は確認されなかった。よって、本件において、被告は、原告から権利侵害申告を受けた時点以降において、同申告で特定された原告の権利を侵害する投稿の調査義務を負っており、これに違反したと判断された
- 上記判断から、裁判所は、上述の特定の投稿及びこれと同一/本質的に類似する投稿の差止めと1万ユーロの賠償を命じた。なお、上記投稿は判決確定時点で存在する投稿に限定されているが、これは原告の請求において当該限定がかけられているためである

## 事例3: 人格権を侵害する投稿に関する仮処分申立事件

- フランクフルト地方裁判所2022年12月14日(2-03 O 352/22)
- 申立人について、Twitter上で「小児性愛者に近い」、「不倫をした」、「反ユダヤ主義の役人」等の投稿がされたことを受けて、申立人が被申立人(現X社)に対し、申立人が特定した投稿及びこれと本質的に同一の主張を含む投稿の仮差止めを申し立てた事件
- 裁判所は、上記投稿が申立人の人格権(名誉、プライバシー)を侵害すると判断した。その上で、被申立人を間接的な妨害者と捉え、事例2と同様の基準(技術的・経済的観点から合理的に可能な手段を全て講じた場合に限り、調査義務を免れる)を用いて被申立人の調査義務違反の有無を判断した
- 本件では、申立人が、繰り返し登場する単語等を用いてキーワード検索を行うことを提案した一方で、被申立人はこれが技術的・経済的に不合理である理由を具体的に述べず、「事業が危険に晒される」といった抽象的な異議を述べるにとどまったため、裁判所は、被申立人が合理的に可能な手段を全て講じたとは認められないと判断し、上記各投稿の仮差止めを認めた
- 「本質的に同一の主張を含む投稿」に関しては、一般人から見て、権利を侵害する投稿として特定された元の投稿と同様であり、異なる部分があるとしても内容の核心部分に影響しないもの(核心部分が類似しているもの)を意味するとし、本件では、申立人について、小児性愛者であること又はこれに近いことを述べる投稿、不倫をしたことをほのめかす投稿、反ユダヤ主義的であること等を述べる(根拠のない)全ての投稿が、申立人により特定された投稿と本質的に同一と判断された
- 上記判断から、裁判所は、上述の申立人が特定した投稿及びこれと本質的に同一の主張を含む投稿の仮差止めを命じた。なお、本質的に同一の主張を含む投稿については、24時間以内に同一ユーザーによって10回を超えて投稿されたものに限定されているが、これは申立人の申立てにおいて当該限定がかけられているためである

## 事例4: アウシュビッツに関する虚偽情報の流布に関する刑事事件

---

- ドイツ連邦裁判所2000年12月12日(1 StR 184/00)
- 民衆扇動罪(刑法130条1項及び3項)についての刑事事件(有罪判決)
- 外国人である被告人が外国(オーストラリア)のサーバーに掲載した虚偽情報を含むニュースレター及び記事(科学的研究による見解として、ナチスによるユダヤ人の殺害の歴史が否定され、かかる歴史はユダヤ人のサークルによりでっち上げられたものである旨が記載されたもの)が問題となった
- 裁判所は、ニュースレター及び記事の内容が同罪の扇動に該当すると判断し、また被告人が外国のサーバーにこれらを掲載した場合でも、ドイツ人がインターネット上でかかるコンテンツにアクセスできる以上、公共の平和を乱す行為であると判断した

## 事例5: フェイクニュースによる公共の平和の妨害に関する刑事事件

- マンハイム地方裁判所2019年1月7日(20Cs 806 Js 10181/18)
- 公共の平和を乱す罪(126条2項)についての刑事事件(有罪判決)
- オンラインニュース・情報プラットフォーム(ブログ)の編集長である被告人が、当該ブログに架空のテロ攻撃についての虚偽報道を掲載したことが問題となった

虚偽報道の例:「死者136名、負傷者237名、市内は混乱、対テロ部隊が活動中」、「約50人の襲撃者が鉈やその他のナイフを持って市内の様々な催し物を襲撃した。彼らは25か所で2人1組のチームに分かれて同時に攻撃し、終末的な規模の流血事件を引き起こした」
- 平和が乱されたか否かは、行為が具体的な不安を引き起こし、平和状態の継続への信頼が少なくとも一部の人々の間で揺らぐ可能性があるか否かにより決せられる。かかる判断においては、発言の性質と内容、その公開の状況及び予想される行為の影響が考慮される
- 本件では、文章中に架空の事件に関する虚偽報道である旨を窺わせる記述があるものの、かかるヒントは気付かれにくい形で記載されているため、被告人は殺人未遂又は重大な傷害が差し迫っている旨装ったといえ、平和が乱されたと判断された
- 被告人の憲法上の権利についての裁判所の判断
  - 表現の自由(ドイツ連邦共和国基本法5条1項)や報道の自由(同5条2項)の保障は真実の情報のみを対象とするため、虚偽の事実を報道する本件記事には及ばない
  - 本件記事は芸術的自由(同5条3項)によって保護される文学であると見ることもできるが、本件記事は国家秩序を著しく脅かすものであるから、比較衡量において国家秩序が優先される